

2022年5月12日

各 位

会社名 フォーライフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥本 健二
(コード：3477、東証グロース)
問合せ先 執行役員総務人事部長 遠藤 良恵
(TEL：045-547-3432)

定款の一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更及び役員の変動に関する議案を2022年6月25日開催予定の当社第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定（変更案第15条第1項）及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定（変更案第15条第2項）を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月25日（予定）

2. 役員の変動について

取締役候補者

氏 名	種 別	役 職（現 職）
奥本 健二	重任	代表取締役社長 執行役員
中村 仁	重任	専務取締役 執行役員
高橋 効志	重任	取締役 執行役員
米田 康三	重任	社外取締役
井上 悦孝	重任	社外取締役

※米田康三氏及び井上悦孝氏は、社外取締役及び独立役員候補者であります。

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理 2. 不動産の有効利用に関する企画、調査、設計コンサルタント業 3. 土木建築工事業 (新設) 4. 前各号に附帯する一切の事業 第3条～第14条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) 第16条～第39条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理 2. 不動産の有効利用に関する企画、調査、設計コンサルタント業 3. 土木建築工事業 4. <u>建築物の設計及び工事監理</u> 5. 前各号に附帯する一切の事業 第3条～第14条 (現行どおり) (削除) (電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第16条～第39条 (現行どおり) 附則 1. 変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下、「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>